

#### 埼玉県報

第 156 号 令和 2 年(2020 年) 11 月 6 日 金曜日

#### 目次

#### 告示

- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 大気汚染常時監視システム機器等賃貸借に関する落札者等の公示(大気環境課)
- 令和2年度大気汚染常時監視システム再調達及び改修業務委託に関する契約の相手方 等の公示(大気環境課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 上里幹線土地改良区の役員退任届(本庄農林振興センター)
- マ地建物取引業者の聴聞(建築安全課)
- 宅地建物取引業者の聴聞(建築安全課)
- 捜査支援システムの賃貸借に関する落札者等の公示(施設課)
- Q 県道上尾環状線の区域の変更(北本県土整備事務所)
- Q 県道幸手境線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)

# 埼玉県告示第千二百七十三号

第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、 定により次のとおり公告する。 小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 同条第四項の規

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

	小	た調	
	鹿	者査	
	野	のを	
	•	名 行	
	町	称っ	
令	平	時調	
和	成一	查	
元	三十	を 行	
年	年	つ 11	
度	度	期た	
	<u>发</u> 地	名成	
그만		1 7 八	4
籍	籍		
<i>₹</i>	図	Ħ	
簿	+	果	:
_			
		#1	
<u>₩</u>	枚	称の	
般若	般 若	地調	
の	十	查	
_	_	を 行	
部	地	11 11	
	区	   区 た	
月	令	年 認	
			`
日	和二		
	年	月	
	+	_	
	_	日証	

# 埼玉県告示第千二百七十四号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量 大気汚染常時監視システム機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県環境部大気環境課企画・監視担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 15番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年9月8日
- 4 落札者の氏名及び住所 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 5 落札金額 231,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日令和2年7月28日

# 埼玉県告示第千二百七十五号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量令和2年度大気汚染常時監視システム再調達及び改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県環境部大気環境課企画・監視担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年9月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 5 契約金額 70,620,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号に該当

# 埼玉県告示第千二百七十六号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等 0 いて、 同条第三項に を次の (平成十年法律第 とお り縦覧 お 11 て準 九 12 供 用する同 +す る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ り

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク南古谷店

埼玉県川越市南古谷二百六十四—一番地:

### ロ変更の概要

大規 模 小売店舗 に お 11 て 小 売業を行う者の 氏 名又は名称及び 住所並 び に法 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計四者

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計四者

### ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

#### 二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

# 四 意見書の提出

大規 模小 売店 舗 <u>\</u> 地法第 八 条第二項の 規定に ょ り、 当該大規模小売店舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 生活 環境  $\mathcal{O}$ 保持  $\mathcal{O}$ た 8 配慮すべ き事 項 12 9 V て意見を有する者は

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

# イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

## 意見書提出先

口

# 埼玉県告示第千二百七十七号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等 0 いて、 同条第三項に を次の (平成十年法律第 とお り縦覧 お 11 て準 九 12 供 用する同 +す る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ り

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク的場店

埼玉県川越市大字的場字五畑八百十一--

ロ変更の概要

大規 模 小売店舗 12 お 11 て 小 売業を行う者の 氏 名又は名称及び 住所並び に法 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年九月十八日

#### 二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

# 四 意見書の提出

大規 模小売店 舗 <u>\</u> 地 法第 八 条第二項の 規定に り、 当該大規模小売店舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 生活 環境  $\mathcal{O}$ 保持  $\mathcal{O}$ た 8 配慮すべ き事 項 12 9 V て意見を有する者は

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

# イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

## 口 意見書提出先

# 埼玉県告示第千二百七十八号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次のとお (平成十年法律第 り縦覧 お いて準 九 12 はまる。 用する同 +号)第六条第一 法第 五条第三項 項 0 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ ŋ

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク川越東田町店

埼玉県川越市東田町四番七分

### ロ変更の概要

大規模小売店 舗 を設置する者 0 氏名又は名称及び 住所並びに法 人にあ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 埼玉県鶴 株式会社 ベ ケ 島 ル 市 ク 脚 折 代 千六百 表取締 兀 役 1十六番 原島 誠

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

意見書提出先

口

# 埼玉県告示第千二百七十九号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次の (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 九 12 はまる。 用する同 +号)第六条第一 法第 五条第三項 項 0 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ ŋ

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク川越むさし野店

埼玉県川越市むさし野十七番九外

### ロ変更の概要

大規模小売店 舗 を設置す る者 0 氏名又は名称及び 住所並びに法 人にあ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後)

株式会社

ベ

ル

ク

代

表取締

役

原島

誠

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

意見書提出先

口

# 埼玉県告示第千二百八十号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次の いて、 同条第三項に (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 九 12 供す 用する同 +る。 号)第六条第一 法第 五条第三項 項 0 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ ŋ

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク川越小仙波店

埼玉県川越市小仙波町三丁目十六番地外

### ロ変更の概要

大規模小売店 舗 を設置する者  $\mathcal{O}$ 氏 名又は名称及び 住所並びに法 人に . あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後)

株式会社

ベ

ル

ク

代

表取締

役

原島

誠

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

意見書提出先

口

# 埼玉県告示第千二百八十一号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等 0 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法律第 のとお り縦覧 お 11 て準 九 に 供 用する同 +す る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ り

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク中青木店

埼玉県川口市中青木二丁目二十四番一外六筆

### ロ変更の概要

大規 模 小売店舗 に お 11 て 小 売業を行う 者  $\mathcal{O}$ 氏 名又は名称及び 住所並び に法 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

## ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

#### 二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

# 四 意見書の提出

大規 模小売店 舗 77 地法第 八 条第二項の 規定に ょ り、 当該大規模小売店舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 生活 環境  $\mathcal{O}$ 保持  $\mathcal{O}$ た 8 配慮すべ き事 項 12 9 V て意見を有する者は

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

# イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

## 意見書提出先

口

# 埼玉県告示第千二百八十二号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法律第九 のとお り縦覧 お いて準 12 はまる。 用する同法第 +号)第六条第一 五条第三項 項 0 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ ŋ

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク川口前川店

埼玉県川口市前川二丁目二十二番三十三号

## ロ変更の概要

大規模小売店 舗 を設置する者  $\mathcal{O}$ 氏名又は名称及び 住所並びに法 人にあ つ て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名 称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年九月十八日

#### 二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

意見書提出先

口

# 埼玉県告示第千二百八十三号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法律第  $\mathcal{O}$ とお り縦覧 お いて準 九 12 供す 用する同 +る。 号)第六条第一 法第 五条第三項 項 0 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ ŋ

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク川口差間店

埼玉県川口市前差間三丁目三十八番一外

## ロ変更の概要

大規模小売店 舗 を設置する者  $\mathcal{O}$ 氏名又は名称及び 住所並びに法 人にあ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名 称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センタ

イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

意見書提出先

口

# 埼玉県告示第千二百八十四号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次の (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 九 12 はまる。 用する同 +号)第六条第一 法第 五条第三項 項 0 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ n

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク東所沢店

埼玉県所沢市東所沢和田三丁目三十番一外

## ロ変更の概要

大規模小売店 舗 を設置する者  $\mathcal{O}$ 氏名又は名称及び 住所並びに法 人にあ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後)

株式会社

ベ

ル

ク

代

表取締

役

原島

誠

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年九月十八日

#### 二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

意見書提出先

口

# 埼玉県告示第千二百八十五号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次の (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 九 12 はまる。 用する同 +号)第六条第一 法第 五条第三項 項 0 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ n

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ狭山A

埼玉県狭山市入間川千二十五

## ロ変更の概要

大規模小売店 舗 を設置する者 の氏名又は名称及び 住所並びに法 人にあ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名 称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計五者

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計五者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日外

二 届出年月日

令和二年九月十八日

#### 二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

意見書提出先

口

# 埼玉県告示第千二百八十六号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次の (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 九 12 供する。 用する同 +号) 法第 第六条第一 五条第三項 項 0 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ ŋ

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク戸田中町店

埼玉県戸田市中町一丁目二十八番二十四:

## ロ変更の概要

大規模小売店 舗 を設置する者  $\mathcal{O}$ 氏名又は名称及び 住所並びに法 人に . あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年九月十八日

#### 二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

意見書提出先

口

# 埼玉県告示第千二百八十七号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次の いて、 同条第三項に (平成十年法律第九 とお り縦覧 お いて準 12 はまる。 用する同 +号)第六条第一 法第 五条第三項 項 0 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ ŋ

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク池田店

埼玉県新座市池田四丁目三千九十二—一外

## ロ変更の概要

大規模小売店舗 を設置する者  $\mathcal{O}$ 氏名又は名称及び 住所並びに法 人にあ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年九月十八日

#### 二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

意見書提出先

口

# 埼玉県告示第千二百八十八号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次の (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 九 12 供す 用する同 +る。 号) 法第 第六条第一 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ n

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

入間野田モール

埼玉県入間市大字野田字山王塚八百八十九番地外

ロ変更の概要

大規模小売店 舗 を 設置す える者  $\mathcal{O}$ 氏 名 又 は 名称及 び 住 所並 びに法 人に . あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名 称及 てバ 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計五者

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計五者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日外

二 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

意見書提出先

口

# 埼玉県告示第千二百八十九号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次の (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 九 12 供す 用する同 +る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ V)

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク坂戸石井店

埼玉 一県坂戸 市都市 計 画 事 · 業 石 1井土地 区 画整理事業地 九 +街 区 画 地

ロ変更の概要

大規 模小売店 舗 を設置す える者  $\mathcal{O}$ 氏名又 は 名称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名 称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

意見書提出先

口

# 埼玉県告示第千二百九十号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次の いて、 同条第三項に (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 九 12 供す 用する同 +る。 号) 法第 第六条第一 五条第三項 項 0 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ ŋ

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク坂戸八幡店

埼玉県坂戸市八幡二丁目八百三番地一外

## ロ変更の概要

大規模小売店 舗 を設置す Ź 者  $\mathcal{O}$ 氏 名又は 名称及び 住所並びに法 人に . あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後)

株式会社

ベ

ル

ク

代

表取締

役

原島

誠

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年九月十八日

#### 二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

意見書提出先

口

## 埼玉県告示第千二百九十一号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等 0 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法律第 のとお り縦覧 お 11 て準 九 に 供 用する同 +す る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ り

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

### 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルクすねおり店

埼玉県鶴ヶ島市大字脚折字前原千五百十三―

### ロ変更の概要

大規 模 小売店舗 に お 11 て 小 売業を行う 者の 氏 名又は名称及び住所並 び に法 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

### ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

### ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

### 二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規 模小 売店 舗 <u>\</u> 地法第 八 条第二項  $\mathcal{O}$ 規定に ょ り、 当該大規模小売店舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 生活 環境  $\mathcal{O}$ 保持  $\mathcal{O}$ た 8 配慮すべ き事 項 12 9 V て意見を有する者は

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

### 意見書提出先

口

## 埼玉県告示第千二百九十二号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等 0 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法律第 の と お り縦覧 お 11 て準 九 12 供 用する同 +す る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ り

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

### 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク藤久保店

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三百三十六—六外

ロ変更の概要

大規 模 小売店舗 に お 11 て 小 売業を行う者の 氏 名又は 名称及び住所並び に法 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規 模小売店 舗 77 地法第 八 条第二項の 規定に ょ り、 当該大規模小売店舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 生活 環境  $\mathcal{O}$ 保持  $\mathcal{O}$ た 8 配慮すべ き事 項 12 9 V て意見を有する者は

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

口 意見書提出先

## 埼玉県告示第千二百九十三号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法律第  $\mathcal{O}$ とお り縦覧 お いて準 九 12 供す 用する同 +る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項 0 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ 1)

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

### 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク毛呂山店

埼玉 一県入間 郡毛 呂 Щ 町 大字毛呂本郷字橋場二百九十三番一外二筆

ロ変更の概要

大規模小売店舗 を設置する者  $\mathcal{O}$ 氏名又は名称及 び 住 所並 び に法 人に . あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後)

株式会社

ベ

ル

ク

代

表取締

役

原島

誠

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

対し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十一月六日から令和三年三月六日まで

意見書提出先

口

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 埼玉県告示第千二百九十四号

出があった。 上里幹線土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 次のとおり届

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名 住 所

職 名

氏

理 事 新 井 弘 埼玉県本庄市児玉町上真下三百八十三番地一

## 埼玉県告示第千二百九十五号

聴聞を次のとおり公開で行う。 分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定により、 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十六条の規定による処

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 

後一時三十分	聴聞の日時
シーク株式会社アイ	号又は名称被聴聞者の商
岩沼伸晃	の氏名)の氏名(法被聴聞者の氏名(法
K ビル 丁目九番二十二号 N	務所の所在地被聴聞者の主たる事

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館四〇三会議室

## 埼玉県告示第千二百九十六号

聴聞を次のとおり公開で行う。 分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定により、 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十六条の規定による処

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一聴聞の日時及び被聴聞者

	後三時三十分 令和二年十一	聴聞の日時
	会社 Re·B株式	号又は名称被聴聞者の商
	伊藤 拓 磨	の氏名)の氏名(法被聴聞者の氏名(法
地九) 地九) 地九)	地建物取引業法上の三丁目二番五号(宅千葉県柏市あけぼの	務所の所在地被聴聞者の主たる事

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館四〇三会議室

## 埼玉県告示第千二百九十七号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量 捜査支援システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年9月7日
- 4 落札者の氏名及び住所富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額 73,972,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日令和2年7月21日

# 埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和二年十一月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和二年十一月六日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上尾環状線

三 道路の区域

新	lΒ	旧 新 別
〇二六番三地先まで	北足立郡伊奈町大字小室字丸山一〇六北足立郡伊奈町大字小室字丸山一〇六	区間
	六・五七~八・八一	(メートル) 敷地の幅員
三 大 七 · C		(メートル)
		備
		考

# 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号告 一宗

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 令和二年十一月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 也

<b>*</b>	路
幸 手 境 線	線
禄	名
先 同 幸 市 チ 市 大 市	
大字・東	供
于 · 宋 · 五 · 五 · 五 · 五 · .	用
堂 目 字 一	開
先まで同市大字権現堂字東砂畑二三六番一地幸手市東五丁目二五六五番一地先から	始
畑 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	の
一	区
ハ <sup>地</sup> 番 先	間
地ら	
令	供
和二	用
年十	開
令和二年十一月九日	始
九 日	の
,.	期
	日
延長六四七・五八メートルで長六四七・五八メートルが長六四七・五八メートルが長いの供用開始のである。	備
延長六四七・五八メートルア成二十四年三月三十日付け埼玉県杉平成二十四年三月三十日付け埼玉県杉平成二十四年三月三十日付け埼玉県杉平成二十四年三月三十日付け埼玉県杉平成二十四年三月三十日付け埼玉県杉	考